

「細則 2-4 携帯型電子機器の使用に係る自主保安基準」の解説

携帯型電子機器は、給油取扱所の接客、施設や在庫の管理、点検など様々な業務に利用できるタブレット端末及びモバイル決済端末です。

平成 30 年国通知により、給油取扱所の給油空地等における携帯型電子機器の使用が認められました。

当該通知により、携帯型電子機器を使用する給油取扱所は、携帯型電子機器の取扱い基準である細則 2-4 を定める必要があります。

関係通知：【平成 30. 8. 20 消防危 154】

細則 2-4 携帯型電子機器の使用に係る自主保安基準	
定める必要がある施設	接客、施設や在庫の管理及び点検等の業務にタブレット端末等の携帯型電子機器を使用する給油取扱所
第 1 総則	
当所の給油空地等における携帯型電子機器の使用は、本編及び関係する細則によるほか、第 2 で定める「携帯型電子機器の取扱い基準」に基づき行うものとする。	
第 2 携帯型電子機器の取扱い基準	
1 携帯型電子機器は、 防爆構造のもの又は「IEC 60950-1」、「JIS C 6950-1」、「IEC 62368-1」、「JIS C 62368-1」 のうちいずれかの規格に適合したものを使用するものとする。	
2 携帯型電子機器は、肩掛け紐付きカバー又はアームバンドにより落下防止の保護措置を講じるものとする。	
3 携帯型電子機器は、当所内のみで使用するものとする。	
4 火災等の災害発生時は、安全が確保されるまで携帯型電子機器を使用しないものとする。	
5 所長は、1 から 4 が遵守されるように管理するものとする。	
6 その他	

防爆構造のもの又は「IEC 60950-1」、「JIS C 6950-1」、「IEC 62368-1」、「JIS C 62368-1」のうちいずれかの基準に適合したものを使用する必要がありますと国通知で示されています。

「可搬式制御機器」のみを使用する場合は、当該細則の作成は不要です。細則 2-3 を作成してください。

「防爆構造」は、電気機械器具防爆構造規格（昭和 44 年労働省告示第 16 号）（* 1 参照）等に適合するものです。

**「IEC」とは国際電気標準会議のことで、電気・電子に関する国際規格です。
「JIS」とは日本産業規格のことで、日本の規格です。**

特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

* 1 電気機械器具防爆構造規格（昭和 44 年労働省告示第 16 号）（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=74038000&dataType=0&pageNo=1